

4. 災害発生時について

災害の発生及び交通機関に支障が生じた場合、学校として以下の措置をとりますのでご家庭においても十分ご指導くださいますようお願い申し上げます。

(1) 災害発生時の生徒の安全確保のための措置

重要

★学校がある大阪市に、次の警報のうちいずれかが発令中は、生徒は自宅待機とします。

○レベル4大雨危険警報 ○レベル5大雨特別警報 ○暴風警報 ○暴風特別警報
○大雪警報 ○大雪特別警報 ○暴風雪警報 ○暴風雪特別警報

◆ A. 〈登校時に際して〉

★大阪市に対する警報が解除された場合は次のように対応します。

- ① 警報が午前6時迄に解除された場合は、通常登校です。
- ② 警報が午前7時迄に解除された場合は、9時30分迄に登校してください。
授業は2時限目から開始します。
- ③ 警報が午前8時迄に解除された場合は、10時30分迄に登校してください。
授業は3時限目から開始します。
- ④ 警報が午前9時迄に解除された場合は、11時30分迄に登校してください。
授業は4時限目から開始します。
- ⑤ 警報が午前10時迄に解除された場合は、午後1時迄に昼食を済ませて登校してください。授業は午後の5時限目から開始します。
- ⑥ 警報が午前10時以降に解除された場合は、臨時休業とします。

★大阪市の警報発令の有無に関わらず、居住地域に**上記の気象情報が発表されている場合（居住地域に関わる氾濫危険警報及び氾濫特別警報が発表されている場合を含む）**、原則自宅待機としますが、大阪市内に警報が発令されておらず、かつ居住地域が警報発令中であっても天候が回復し登校が可能である場合、安全に配慮し登校しても構いません。

★警報の発令の有無にかかわらず、災害により自宅に大きな被害があったり、道路状況等で登校不可能または登校途中に危険が伴う可能性がある場合は、登校してはいけません。その時は担任に、できるだけ迅速に連絡をしてください。

★上記等の災害が原因による欠席は、翌日の報告の上で出席扱いとします。
同様に、遅刻してきた生徒は、遅刻扱いにはしません。

◆ B. 〈授業時間中または下校時に際して〉

授業時間中に大阪市内に警報が発令され、その後の気象状況がさらに悪化すると予想される場合は、授業を打ち切り生徒へ下校指導を行うこととします。

(下校指導後の生徒の居残りは禁止します。すみやかに下校してください。)

但し、明らかに一時的な局地豪雨等で、その後の天候の回復が予想される場合は、警報が出ていても下校判断をしない場合がありますので、予めご了承ください。また授業を打ち切る場合、生徒の下校時間については、下校時の生徒の安全確保の観点から本校周辺の天候状況を考慮して判断しますので、警報発令、即下校とならない場合がありますからご注意ください。

◆ C. 〈試験期間中に際して〉

- ① 登校については左記A項③までに従って行動してください。但し、考査期間中のみ警報が8時を過ぎて解除された場合は、休業とします。なお、一部の試験科目が午後に実施される可能性がある場合は、弁当等必要である場合があります。

例. 8時00分迄に警報解除、A項の③の規定に基づき始業となった場合。

10時30分までに登校			
2科目実施の場合		3科目実施の場合	
1時限目	10:50~11:40	1時限目	10:50~11:40
2時限目	11:55~12:45	2時限目	11:55~12:45
終 礼	12:55	昼食・昼休み	12:45~13:25
		3時限目	13:25~14:15
		終 礼	14:25

※上記はあくまで一例であり、試験実施については状況により変更する場合があります。

- ② 試験実施中に警報が発令された場合は、B項に準じ対応します。
警報発令に伴い、未実施の試験科目が発生した場合は、翌日以降の日程を考慮し調整します。なお、当日休業となり、予定の試験が全て実施されなかった場合は別の日に実施します。居住地域の警報発令または災害により登校できず、試験を受験できなかった生徒については、教務規定に則り不利にならないよう対応します。

◆ D. 〈その他の緊急事態（地震・津波等）が発生し警報が発令された場合の措置〉

原則、天候による災害と同様の対応をしますが、大阪府教育委員会または大阪市教育委員会から公立学校へ臨時休業の指示があった場合、本校も臨時休業とします。

(2) 交通機関に支障が予想される場合（ストライキ等の措置）

- ① 近鉄・南海・京阪・阪急・阪神のうち一社線でも午前9時を過ぎてもストライキ続行中の時は、その日は臨時休業とします。
- ② JR西日本のみストライキの時
平常どおり授業。他線を利用して登校させてください。（遅れても遅刻扱いにはしません。）
どうしても登校できない時は担任に必ず連絡してください。
（無届け欠席にならないように注意してください。）
- ③ 都市交通（大阪シティバス・大阪メトロ）のみストライキの時、②のJR西日本のみストライキの時と同じ扱いとします。
- ④ 環状線・都市交通いずれもストライキの時
両方とも午前9時を過ぎてもストライキ続行中の時、その日は臨時休業とします。
但し、いずれかか運行の時は、他の交通機関を利用して登校させてください。

注意！交通ストライキ解除の場合は、次のように対応します。

★災害時と時間帯設定が違いますのでご注意ください。

- ※ 午前6時00分までにストライキが解除された時は、平常どおりの授業とします。
※ 午前6時01分より9時までに解除された時は、解除から2時間後を目安に登校させてください。ストライキ解除直後、交通機関は大変混雑しますので無理をせず十分に注意し登校させてください。

この措置に変更が生じた場合、別途お知らせいたします。また、学校への電話での問い合わせは、回線が混み合い、緊急の連絡に支障をきたすおそれがありますので、ご遠慮ください。

(3) 大規模な地震発生時の対応

大規模な地震が発生した場合、本校では、次のように対応を定めております。

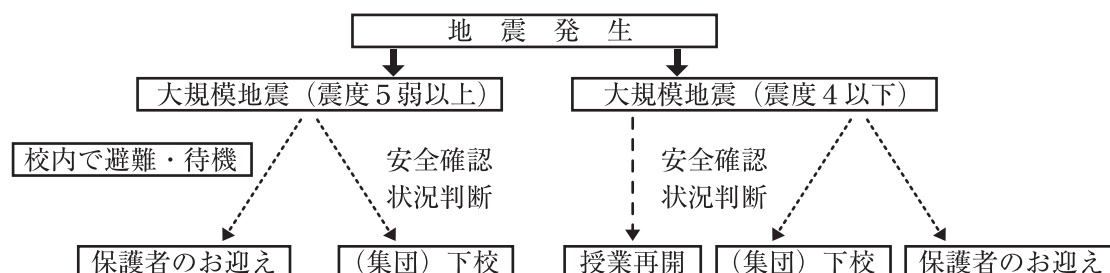
◆ A. 在宅の場合（日曜・祝日・長期休暇中・登校前・下校後）

- ① 学校からの「すぐーる」及び「ミマモルメメール」を受信。また、本校HP等において、各種情報を確認。
- ② 登校前の場合は、「入学後の手引き・災害発生時の措置」に基づき対応。最寄りの公共交通機関が不通で振替え運行等もない場合は登校を控える。臨時休業や時差登校等の場合、上記①手段での連絡の確認。
- ③ 以下のア、イを参考に、自身の安否情報を学校に連絡。
 - ア. 学校（TEL06-6772-6201、FAX06-6773-4113）又は担任の学校eメールアドレスへ直接連絡
 - イ. NTTが開設する「171」の災害用伝言ダイヤルに登録する。（音声ガイダンスに従いメッセージ登録）

◆ B. 登下校中の場合

- ① 生徒自身で安全を確保した上、乗務員・駅員や警察官等の指示に従う。
- ② 被災場所によるが、揺れが収まったら、最寄りの広域避難所（公園・学校等）や家族で緊急時の対策として決めている集合場所へ、一時避難をする。
- ③ 安否情報を保護者に電話・メール等で連絡する。電話回線・アクセス等が混雑しても、場所を変えると繋がる場合があるので、何度もトライする。保護者に連絡後、学校へ安否情報を電話・メール等で連絡する。
- ④ 自宅近くで被災した場合は、危険場所を避け（ガラス・瓦・壁等の落下物等）、生徒自身の身の安全を確保する。揺れが収まったら、安全に配慮し自宅に戻り、保護者の指示に従い避難する。
- ⑤ 自宅より学校の方が近くて、安全に学校に来られるようであれば、学校へ登校する。

◆ C. 学校に生徒がいる場合



《震度4以下の地震の場合》

- ① 生徒の安全を全教職員で確認（事務職員は設備の安全確認も実施）
- ② 生徒の安全確認後、余震の状態をみて、通常の学校生活が可能なら、授業を再開
- ③ 校舎の破損やその他の問題により、通常の授業再開が不可の場合、《震度5弱以上の地震の場合》の対応に変更。その際、「すぐーる」及び「ミマモルメメール」、本校HP等において、情報を掲載

《震度5弱以上の地震の場合》

- ① 緊急地震速報（校内放送）→生徒を机下に避難指示⇔扉は必ず開けておく
- ② 生徒の安全を全教職員で確認→余震の状況を確認→校庭（境内）に避難誘導（可能なら携帯・スマホを持参）
- ③ 生徒点呼・怪我や体調不良等の状況確認、携帯・スマホで自宅に連絡させる⇔財務・管財係等で校内の設備点検
- ④ 保護者に向けて1回目の「すぐーる」及び「ミマモルメメール」配信、本校HP等において、情報を掲載
- ⑤ 校長指揮のもと運営委員で生徒の状況及び各種情報（地震・交通他）確認、臨時休業を基に対応計画立案
- ⑥ 安全を第一に、道路を含め公共交通機関の状況を確認し、下校可能な場合、順次、方面別に（集団）下校
- ⑦ 交通機関の影響で、帰宅困難な生徒（保護者と連絡をとった上）は、学校での滞在（宿泊）の準備に入る